

六の2中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

別表第八

別表第八の次に次の二表を加える。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省通商産業省令第一号）第十一条の三第一項第三号イの規定に基づき、特定包装利用事業者が回収する特定包装の量の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

特定包装利用事業者が回収する特定包装の量の算定方法

が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号に掲げる量とする。

第二項第三号の規定に基く
第一項第三号に規定する主務
平成十一年十二月十六日

より算定される量は、規則第十一の三第一
費された商品に用いた当該特定包装の量と
販賣量、貯蔵量、

より算定される量は、規則第十一條の三第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い消費された商品に用いた当該特定包装の量とする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第十三条の三第一項第三号ロの主務大臣が定めるところに

特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法 通商産業大臣 深谷 隆司

装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法を次のように定め
用する。

○大蔵省、農林水産省、通商産業省、厚生省告示第十八号
包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。)

ハ 初年度の次々年度であつて、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回収率(回収月数/回収月数+回収月数)をもとに算出する。

口 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを開始する年度（以下「初年度」という。）又は終了する年度（以下「当該年度」といふ。）において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込量（他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。）

（初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第四号に規定する分別基準適合物	量(千キログラム)
九四、一八九	一一九、九五〇	